

公益社団法人日本語教育学会
代表理事・業務執行理事の職務権限細則

制 定 2017年7月23日
2017年度第3回理事会
改 定 2019年7月7日
2019年度第3回理事会

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）の定款第27条、および、理事の職務権限規程第5条、第6条に基づき、本会の代表理事と業務執行理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2章 代表理事・業務執行理事の職務権限

(代表理事)

第2条 代表理事の職務権限を、別表のとおり定める。

(業務執行理事)

第3条 業務執行理事の職務権限を、別表のとおり定める。

第3章 雑則

(細則)

第4条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に必要な事項は理事会の議決により別に定める。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この細則は、2017年7月23日から施行する。

附 則

この細則は、2019年7月7日から施行する。

代表理事・業務執行理事の職務権限細則・別表

| | 決裁事項 | 代表理事 (会長) | 業務執行理事 (副会長) | | |
|---|-------------------------|--------------|-----------------|----------|----------|
| | | 石井 恵理子 | 神吉 宇一 | 衣川 隆生 | 小林 ミナ |
| 1 | 総務・財務 | | | | |
| | 1 事業計画/予算案・事業報告/決算案作成 | ● | ◎ | ○ | ○ |
| | 2 財政計画・資金管理・資金運用 | ● | ◎ | ○ | ○ |
| | 3 会計・契約締結 | ● | ◎ | ○ | ○ |
| | 4 総会・理事会・常任理事会 | ● | ◎ | ○ | ○ |
| | 5 法人業務・労務・事務局管理 | ● | ◎ | ○ | ○ |
| | 6 外部への文書発信・渉外関係 | ● | ◎ | ○ | ○ |
| | 7 会員関係 | ● | ◎ | ○ | ○ |
| 2 | 事業開発・管理 | | | | |
| | 1 大会 | ● | ○ | ◎ | ○ |
| | 2 支部活動 | ● | ○ | ◎ | ○ |
| | 3 チャレンジ支援 | ● | ○ | ◎ | ○ |
| | 4 学会誌 | ● | ○ | ○ | ◎ |
| | 5 調査研究 | ● | ○ | ○ | ◎ |
| | 6 表彰 | ● | ○ | ◎ | ○ |
| | 7 社会啓発 | ● | ◎ | ○ | ○ |
| | 8 連携協力 ※括弧内は連携先 | | | | |
| | 学会連携（言語系学会連合） | ● | ○ | ○ | ◎ |
| | （日本語教育研究・実践ネットワーク） | ● | ○ | ◎ | ○ |
| | 国際連携（日本語教育グローバル・ネットワーク） | ● | ○ | ◎ | ○ |
| | 9 広報 | ● | ◎ | ○ | ○ |
| | 10 受託調査研究 ※委託された外部機関・団体 | | | | |
| | ① 文部科学省 | ● | ○ | ○ | ◎ |
| | ② 文化庁 | ● | ○ | ○ | ◎ |
| | ③ 日本漢字能力検定協会 | ● | ○ | ○ | ◎ |

●は代表理事(会長)の業務、○は業務執行理事(副会長)の業務(◎は主に担当する業務)

【参考資料】

定款（理事の職務及び権限）

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

※2019年度第3回理事会において、「会長に事故があるとき又は欠けたときは、1. 神吉副会長、2. 衣川副会長、

3. 小林副会長の順で代行にあたること」が承認された。